

呉市教育委員会会議録  
(平成29年2月20日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録  
平成29年2月20日定例会

- 1 開催日時 平成29年2月20日(月) 15:00開会  
15:52閉会
- 2 開催場所 851会議室(呉市役所8階)
- 3 出席委員 教育長 中村弘市  
教育長職務代理者 森尾敬介  
委員 水野良行  
委員 船尾慎  
委員 香川治子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本有伸  
教育部参事 上田勝治  
教育部副部長 細川司  
教育部参事補 上垣内信治  
教育総務課長 清水和彦  
学校施設課長 沖本正樹  
学校教育課長 多幾山晃年  
学校安全課長 小川聡  
呉高等学校事務長 荒木重雄  
教育総務課課長補佐 追原重臣
- 5 傍聴者 1人

## 6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 教議第5号 平成29年度「呉の学校教育」について
- (4) 教議第6号 呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の制定について
- (5) 教議第7号 臨時代理の承認について（定数条例の一部改正）
- (6) 教議第8号 呉市情報公開審査会への諮問（社会科歴史的分野）について
- (7) 教議第9号 呉市情報公開審査会への諮問（社会科公民的分野）について
- (8) 報告第3号 平成29年度教育費予算復活要求について
- (9) 報告第4号 平成28年4月に学校統合した小学校の学校統合後のアンケートの集計結果について

(15:00)

教 育 長 これより定例会を開会します。  
日程第1の「会期決定について」を議題とします。  
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。  
よって会期は、本日1日と決定されました。  
本日の会議録署名委員は、水野委員・船尾委員をお願いいたします。  
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

追原課長補佐 (平成29年1月18日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第5、日程第8及び日程第9については、議  
会に諮る案件のため、日程第6及び日程第7については、呉市情報公開審査会へ  
の諮問に関する案件のため、非公開としたいと思いますが、これに御異議はござ  
いませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

#### **教議第5号 平成29年度「呉の学校教育」について**

教 育 長 それでは、日程第3の教議第5号「平成29年度「呉の学校教育」について」  
を議題とします。

事務局の説明を求めます。

多 幾 山 課 長 教議第5号、平成29年度「呉の学校教育」について御説明いたします。

まず、表紙の上にあります標題についてですが、呉市が目指す「夢を持ち 夢  
を語り 志を抱く児童生徒の育成」とタイトルを変え、呉市の教育の方向性を明  
確に示しました。

下の枠囲いには、これまでに呉市が培ってきた小中一貫教育の取組を基盤に  
し、これからの新しい時代を生き抜くために必要な資質・能力の育成を目指し、  
主体的な学びを促す教育活動を進めていくということを記しております。

2ページの経営指針は、その考えを図で表したものです。

続いて、次のページからは、平成29年度に重点化して取り組むことを精選して  
掲載いたしました。

3ページ左上の囲みの中のゴシック体で書かれている「呉市学びの変革推進協  
議会の充実」、次年度から新たに派遣いたします「呉市スクールソーシャルワー  
カーの派遣」、4ページの左上の囲みにあります「課題発見・解決学習の推進」  
「カリキュラムマネジメント」等に力を入れて取り組んでまいります。

また、5ページの左上の枠囲いにありますように、「日本遺産」を題材にした  
道徳教材の開発を進めるなど、呉市ならではの取組によって、子どもの豊かな心  
を育んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、8ページを御覧ください。

これは、この度新しく構成したもので先ほど申し上げた具体的な学びに関わる

ことを写真でまとめたものです。呉市では、主体的に学ぶ子どもの姿として、そのページに掲載していますように、子どもの表情、姿をイメージいたしました。

ページの中心にあります「子どもの学びたいを増やします」のために、子どもたちの様々な「したい」と思う教育活動を増やしていくことが、主体的な学びにつながると考えています。「学習者基点の学び」では、児童生徒の知的好奇心を高めるような「知りたい」「考えたい」を、また、「能動的な学び」としては、児童生徒が「やってみたい」「確かめてみたい」と進んで活動することによる学びや様々な人々との関わり合いの中で「伝えたい」という思いや願いを持てるよう、また、「深い学び」として、「もっとやってみたい」という子どもの思いにつながることを中心にしていきたいと思います。こういった三つの視点から子ども「学びたい」を増やしていくというイメージで構成しました。

来年度は、これらの確かな学びを育む授業を設計し、教育活動全体をデザインしていくのは各学校、教職員ですので、今後、この「呉の学校教育」カラー版を全教職員に配付し、校長会等の場を利用し、周知・徹底を図ってまいります。

説明は以上です。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第5号「平成29年度「呉の学校教育」について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

香 川 委 員 5ページの「人、自然、環境、文化を大切にする態度を養う」の囲いの中の最初のところに、「生命や自然、環境の大切さ」とあるが、「生命」というときは大体、生命保険だとか、生命維持装置だとか、限られたものというイメージが強いのので、「命」に変えた方が良いのではないのでしょうか。その下にも「命かがやけ」という人権のこともあるので、最初の「生命」のところを「命」に変えたら良いのではないかと思います。どうでしょうか。

寺 本 部 長 今の御意見を今後検討していきたいと思いますが、教育基本法の教育の目標の中の言葉でいえば「生命を尊び」とか「生命」という言葉を使っています。ここへ使用している文言は学習指導要領も恐らく「生命」という言葉を使っています。今の御意見は参考にさせていただき、今後検討させていただきます。

香 川 委 員 私たちが言うときは、「生命」は限られているので、「命」はやっぱり続いていくというのもあるので、「命」の方がより良いかなと思いますが、学習指導要領に使われているなら良いと思います。

教 育 長 そのほかに御質問はございませんか。

水 野 委 員 この度は、「夢を持ち 夢を語り 志を抱く 児童生徒の育成」と、28年度は確かに学力向上ということですが、学力のことは当然のことですが、こういう夢を持ってやるというのは、市呉が甲子園に行く時期に非常にいいのではないかと、私はこれを見て、今年は良いことがあれば良いという強い気持ちを持ちましたし、分かりやすい感じがしまして、こういう形ですと呉の教育を進めていただきたいと思います。

教 育 長 そのほかに御発言はございませんか。

船 尾 委 員 これは確認ですが、毎年これを冊子にされて新しいものになっているんですが、先ほど学校の教職員に全て渡して実践してもらおうと言われましたが、これの位置付けですが、必ずしも教職員がここに書いてあることを全て完了しなくては

いけないというものではなくて、指針としてここに書いてあるものをヒントにしたり、目標にしたりしてやっていくというような位置付けですか。

多幾山課長 委員が御指摘のように、これはやはり各学校の特色ある教育活動や学校経営指針とあるように、学校経営の目標や教育計画を立てるのに、呉の教育の方向性を踏まえて作成していく必要がありますので、そういったものを作る上での参考にします。それから具体的な施策については、やはり呉市は重点的にこういうことをやっていくということを、教職員が意識して取り組んでいけないといけないので、そういう視点をしっかりそろえる、ベクトルをそろえるという意味合いで使ってもらいます。

船尾委員 ありがとうございます。教職員からするとこれが呉の教育の今年度の基になるものという見方をされるということですね。

多幾山課長 そのとおりでございます。

教育長 そのほかに御質問はございませんか。

香川委員 もう一つ食育のところなんですが、6ページの食育のところ、保護者への働きかけについては、学校教育なので入れない方がいいのですか。保護者がしっかり食育ができれば、やっぱり家庭の中で子どもたちと一緒に食卓を囲むといったことがあったら、子どもの心が育つということで、非常に大事なことなんですが、学校教育の中にそれを入れるのがいいのかどうかはありますが、保護者にも食育ができればもっといいかなと思います。

多幾山課長 おっしゃるように望ましい食生活や生活習慣を確立する上で、家庭での指導や保護者の意識を高めることは欠かせないと思っております。ここが教育活動というくくりでまとめているので、それに絞った形で精選した中身ですので、実際の進め方においては、委員がおっしゃるとおり保護者にも働きかけていきます。

教育長 そのほかに御質問はございませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

#### **教議第6号 呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の制定について**

教育長 次に、日程第4の教議第6号「呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の制定について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

多幾山課長 それでは、教議第6号「呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の制定について」御説明いたします。

25ページの議案資料を基に説明させていただきます。

始めに、「1 制定の趣旨」についてでございますが、地方公務員法の改正に伴い、広島県立学校職員の勤務成績の評定に関する訓令が全部改正され、広島県立学校職員の人事評価に関する訓令が新たに制定されたことを受けまして、呉市立呉高等学校に勤務する教職員につきましても同様の評価基準による評価を行う

ため、呉市立呉高等学校教職員の勤務成績の評定に関する訓令を全部改正するものがございます。

次に、「2 人事評価制度の主な変更点」を御覧ください。

これまでの勤務評定と比較し、人事評価は職員の執務の状況を把握、記録するものであることは同様でございます。それに加えて、職員の能力や実績を研修や人事にいかすことや、勤勉手当や昇給といった処遇に反映することを明確に示しております。

次に、「(2) 評価の手法」といたしましては、これまで別々の訓令に基づいて行ってまいりました、「能力評価」と「業績評価」を、この訓令にまとめ、評価を実施するよう変更しております。

「3 施行期日」につきましては、平成29年4月1日としております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の教議第6号「呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 これはちょっとお聞きするだけなんですけど、今までは業績評価がずっと絶対的評価だったんでしょうか。相対的という文言もあるようでございますが、どうでしょうか。

多 幾 山 課 長 これまでの勤務評定については、能力評価に該当するものですが、所属職員の一定の人数に応じて、県立高校と同じようにその段階評価については定めておりました。そういう意味では一定の枠の中の範囲の人数で評定を付けていたというのは、これまでもございました。

教 育 長 そのほかに御発言はございませんか。

船 尾 委 員 今の法改正に伴って、県立高校に準ずるようと言われてましたが、県立高校とほぼ同じと考えておけばよろしいんでしょうか。何か違う点がありますか。

多 幾 山 課 長 仕組みとしては、県立高校と同じやり方です。具体的な勤勉手当の割合とか、給与への反映のことについては、別途呉市としてのものを定めますので、県の職員と全く一致するかどうかはすりあわせはしますけれども、それ以外の仕組み、枠組みについては、県立高校と全く同様でございます。

教 育 長 そのほかに御質問はございませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

#### 教議第7号 臨時代理の承認について（定数条例の一部改正）

(15:16)

教 育 長 次に、日程第5の教議第7号「臨時代理の承認について（定数条例の一部改正）」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

清水課長 教議第7号「臨時代理の承認（呉市職員定数条例の一部改正）」について御説明いたします。

資料の41ページをお願いいたします。

教育委員会事務局の職員定数の見直しに伴う、呉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての市長への意見申出について、委員会を招集するいとまがないため、「呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則」第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定により、委員会に報告し承認を求めるものでございます。

42ページをお願いいたします。

教育委員会事務局及び教育機関の職員定数につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条及び第31条の規定によりまして、地方公共団体の条例で定めることとなっており、呉市におきましては、呉市職員定数条例で定めております。

今回の改正の内容といたしましては、現行の教育委員会職員定数142人を137人に改めようとするものでございます。

43ページの議案資料を御覧いただきたいと思えます。

4の教育委員会の職員数の欄を御覧ください。平成28年度の職員定数は142人、実員数は138人、差は4人でした。平成29年度は職員定数137人、実員数133人、差は本年度と同じく4人の見込みでございます。

なお、28年度と29年度におきまして、定数、実員数ともに5人減少いたしますのは、学校統合事務の減少、耐震化事務の減少、市立呉高校の職員1名を再任用職員扱いとすること、学校主事及び給食技師の退職者不補充に伴うものでございまして、事務の執行に影響があるものではございません。

また、定数と実員数の差が4人あれば、年度途中の突発的な事務量の増加や災害等があった場合におきましても、対応できるものと考えております。

説明は以上でございます。

教育長 ただいま事務局から日程第5の教議第7号「臨時代理の承認について（定数条例の一部改正）」の説明がありましたが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

船尾委員 先ほど事務等については問題ないと言われましたので、基本的にはいいと思えます。例えば突発的な人員が必要な時とか、何か大勢でチェックしないといけなとか、急なことができた時には通常どのようにされるんですか。

清水課長 まず第一義的には、教育委員会の4課、市立呉も入れて5課ありますが、その中での流動配置が一番になるかと思えます。職員の不足の規模によりましては、本庁人事課の方と協議をし、教育委員会の職員を定数の範囲内で増やしていただくようになるかと思えます。

船尾委員 そういえることができるということですか。ありがとうございました。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。



(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

**教議第8号 呉市情報公開審査会への諮問（社会科歴史的分野）について**  
**教議第9号 呉市情報公開審査会への諮問（社会科公民的分野）について**

(非公開案件です。)

**報告第3号 平成29年度教育費予算復活要求について**

教 育 長 次に、日程第8の報告第3号「平成29年度教育費予算復活要求について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

清 水 課 長 報告第3号「平成29年度教育費予算復活要求について」御説明いたしますので、資料の213ページをお願いいたします。

1月の定例教育委員会におきまして、社会教育費の社会教育施設費につきまして復活要求を御承認していただき、市長に提出したところでございますが、この度、市長ヒアリングを経まして、査定額が確定いたしましたので、御報告いたします。

社会教育施設費の朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産登録記念事業でございますが、祝賀看板等の設置費480万円を復活要求いたしましたところ、要求どおりの査定があったものでございます。

これによりまして、平成29年度教育費の当初予算額合計は、表の右下になりますが、67億2,727万1,000円となりました。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいま事務局から日程第8の報告第3号「平成29年度教育費予算復活要求について」の説明がございましたが、これについて、御質問がございましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

**報告第4号 平成28年4月に学校統合した小学校の学校統合後のアンケートの集計結果について**

教 育 長 次に、日程第9の報告第4号「平成28年4月に学校統合した小学校の学校統合後のアンケートの集計結果について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

上垣内参事補 平成28年4月に学校統合した小学校の学校統合後のアンケート結果がまとまりましたので、御報告をいたします。

資料の215ページを御覧ください。

1の趣旨にございますように、学校統合の学校の児童とそれぞれの保護者を対

象にアンケートを実施したもので、今後の学校運営及び学校統合の参考にするものでございます。

2には、対象ごとの調査内容を記載しており、質問はそれぞれ7項目でございます。

216ページをお願いします。4の調査期間、調査対象及び回答数を御覧ください。

調査は、おおむね大きな学校行事が終了する学習発表会後に行いました。

調査対象は、統合した年に入学した1年生を除き、吉浦小学校、昭和中央小学校に学校統合した旧落走小学校、旧昭和東小学校の2年生から6年生とそれぞれの保護者、対等統合いたしました旧三津口小学校と旧内海小学校は、2年生から6年生とそれぞれの保護者を対象といたしました。

それでは、アンケート結果について3校併せて児童、保護者の順に御説明いたしますので、資料の217ページ、219ページ、221ページを併せて御覧ください。

最初に児童の結果です。

一番上にまとめをしており、3校とも学校統合後の教育環境の変化を前向きに受け止めている児童の割合が高く、「新しい友達が増え、授業が楽しくなり、学校生活が充実している」と実感していることがうかがえる結果となっております。

項目ごとに御説明いたします。

問1の「学校生活に慣れましたか」については、3校とも「慣れた・少し慣れた」がほとんどで、新しい学校にも慣れ、落ち着いた学校生活を送っている様子がうかがえます。

「まだ慣れていない」と回答した少数の児童に対しては、「教員が目配りや声掛けをしており、現在困っている児童はいないと認識している」と学校長から伺っています。

問2の「統合前に心配でしたか」については、3校とも「心配ではなかった、あまり心配ではなかった」が合計で約80%～90%です。統合前に通学訓練や学校交流を重ねたことにより不安が解消されていることがうかがわれます。

「心配だった」の主な意見は「友達ができるかどうか心配だった」等が挙がっています。

問3の「人数が増えたこと」については、3校とも半数以上の児童が「人数が増えた」ことを肯定的に捉えていることがうかがえます。

「少ない方がよかった」の回答については、学校長から「統合前は勉強や運動が上位であったのに、統合後は学力や運動能力がより高い児童がいることに驚いている児童がいた」と伺っています。また「統合後、手を挙げて発表することを恥ずかしがる児童がいるため、発表できるよう配慮している」とのことでした。

次に218ページ、220ページ、222ページを併せて御覧ください。

問4から問6までは複数回答可能としており、問4の「学校での様子の変化」は3校とも「授業が楽しくなった」が一番多く、次に「多くの意見が出るようになった」と回答しています。

問5の「友達や遊ぶことの変化」についても、3校とも一番多い回答は「新しい友達ができた」でした。意見として「三津口小学校の人と学校が一緒になっ

て、前までの学校より全体的に賑やかになって良かった」、「友達が増えたから統合して良かった」等の意見がありました。

問6の「学校行事の変化」についても3校とも一番多い回答は「行事が楽しくなった」で、肯定的な回答が多くございました。

問7の「バス通学」については、吉浦小学校は落走地区から広電バスとあじさい号の路線バス、昭和中央小学校は昭和東地区から全員がスクールバスで通学しており、旧三津口地区の一部の児童がスクールバスで通っています。3校とも大半の児童が路線バス通学やスクールバス通学に慣れ、安全に通学している様子が見えます。「大変である」の主な意見は記載のとおりです。

次に保護者でございます。223ページ、225ページ、227ページを併せて御覧ください。

一番上にまとめをしており、3校とも「児童が新たな環境にも慣れ、落ち着いた学校生活を送っている」と保護者は感じており、統合前にあった心配ごととも徐々に解消されている傾向にあることがうかがえます。

一方で、「児童の学習意欲」については、次の224ページ、226ページ、228ページの問5にありますとおり、大半の保護者は「特に変化がない」と感じており、児童が学校統合の影響を受けることなく、これまでと変わらず落ち着いて学習しているように感じていることがうかがえます。

恐れ入ります、223ページ、225ページ、227ページに戻っていただき、問1を御覧ください。「学校生活に慣れましたか」については、「まだ慣れていない」と回答した吉浦小学校と昭和中央小学校の保護者はいませんでした。安浦小学校は240人中1人でした。

問2、問3の円グラフの黒い部分を御覧ください。

統合前後の「心配ごと」についてですが、統合前と統合後を比較すると「心配ごと」が3校とも半減しており、統合前の心配ごとが徐々にですが解消されていることがうかがえます。

「心配だった」「心配なことがある」の主な意見は、記載のとおりでございます。

224ページ、226ページ、228ページを併せて御覧ください。

問4の「児童数が増えたこと」については、3校とも大半の保護者は児童数が増えたことを肯定的に捉えていることがうかがわれ、「統合して友達が増えて楽しそう」、「人数が増えて運動会や発表会も見応えがあった」、「クラブが充実して本当に良かった」という意見が挙がっています。

問6の「学校行事」については、安浦小学校が約半数、吉浦小学校、昭和中央小学校は約半数以上の保護者が「今までと変わらない」と回答しており、児童のアンケートでは「行事が楽しくなった」と感じている児童が多かったことから、学校行事に対する視点が、児童と保護者では違っていることがうかがえます。

旧小学校の特色ある行事や競技・演技などを一部取り入れた学校もあり、「学習発表会の演技に感動しました。少人数の学校では個人個人が目立ち、こじんまりとして良かった面もあるが、大人数になったからあの演技ができ、圧巻でした」という肯定的な意見もありました。

問7の「バス通学」については、路線バス利用とスクールバス利用で意見が分

かれています。

路線バスを利用する吉浦小学校の保護者は41.7%が「大変である」と回答しています。主な意見は「登下校時のバスの便数が少ない」、「バスの中でのマナーが悪い」、「朝の準備が大変である」などの意見が挙がっていました。

スクールバスを利用する他の2校は概ね「何も問題はない」「安心である」と回答しています。

アンケートに意見として記載されたものは、各小学校、関係課に提供し、交通機関については、口頭でお話をさせていただいております。

以上御説明いたしましたように、児童並びに保護者のほとんどが学校統合を肯定的に捉えていることがうかがえる結果となっております。

なお、今後の予定として市長まで各部報告を挙げ、呉市議会議員に資料提供を行います。

併せて保護者には学校を通じてアンケート結果を配付する予定です。

以上でございます。

教 育 長 ただいま事務局から日程第9の報告第4号「平成28年4月に学校統合した小学校の学校統合後のアンケートの集計結果について」の説明がありましたが、これについて、御質問がございましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 アンケートの児童も保護者も全体的には肯定的だということで安心しました。1点気になったのですが、落走小学校は24人もいるんですが、スクールバスができないというのは、どういったことで、今後もやはり同じでここは全部一般のバスに乗って来ないといけないんでしょうか。

上垣内参事補 吉浦小学校について広電バス並びにあじさい号で通学しているという質問でございますけれども、まず統合した場合に交通手段は徒歩、徒歩で行けない場合は公共交通機関を優先いたします。公共交通機関でもなお適正な時間にバスがない、バスの便が非常に悪いといったことで、学校生活に支障が出てはいけないという地域について、初めてスクールバスを出すということになっておりまして、この度で言いますと昭和東小学校並びに三津口小学校の場合、昭和東小学校の場合は帰りの便が悪いということで全員スクールバスにさせていただきました。三津口は、原則は徒歩なんですけど、一部の児童が、生活バスが適正な便がないということで一部児童につきまして、スクールバスで対応させていただいたということです。落走小学校につきましては、広電バス並びにあじさい号が通学に適正な便がございましたので、そちらを利用させていただいているということでございます。若干の不満というのも聞いておりますけれども、交通の便が良いということで御理解いただければと思います。

船 尾 委 員 基本的にはそういう不満はあるにせよ、一般的に見てそんなに便が全然なくて困るということではないのですか。

上垣内参事補 現実には、そこまで困ってはおられません。

船 尾 委 員 分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

以上で定例会を閉会します。

( 1 5 : 5 2 )

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

( 教育長 中 村 弘 市 )

( 委 員 水 野 良 行 )

( 委 員 船 尾 慎 )

(平成29年2月20日定例会)